

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）施行規則の一部改正について（ベトナム産カッチュー種のマンゴウ生果実の条件付き輸入解禁）

（平成27年9月17日）

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）施行規則の一部改正について（ベトナム産カッチュー種のマンゴウ生果実の条件付き輸入解禁）

平成27年9月17日付けをもって、[植物防疫法施行規則](#)（昭和25年農林省令第73号）の別表2の二項が改正され、同表[付表六十一](#)（ベトナムから発送されるカッチュー種のマンゴウの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているもの）が追加されましたので、お知らせします。

1 官報掲載URL

<http://kanpou.npb.go.jp/20150917/20150917h06620/20150917h066200002f.html>

2 植物防疫所のHP（該当URL）

<http://www.maff.go.jp/pps/j/information/Zyoukentuki/20150917.html>